

令和5年度 事業計画書



高田島ヴィンヤードと大滝根山

社会福祉法人 川内村社会福祉協議会

令和5年度 川内村社会福祉協議会事業計画書

《基本方針》

本村でも、少子高齢、人口減少を背景に、家庭環境の変化、独居世帯、ひとり親世帯や生活困窮者の増加など、人々が有する福祉課題、ニーズも多様なものとなり、現状での社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題が生じています。このような制度のはざまに陥った人や地域でこまっている人に対して支援をするのが社会福祉協議会の本旨であることから、一人も見逃さず支援体制を強化して取り組んでまいります。

社協の基本目標である「コミュニティの再生、再構築の推進」を推進させながら、さらに「ひとり親世帯への支援」「介護・認知予防」の事業を、そして災害時の要支援者への対応を、今回改定する地域防災計画に、要配慮者予防対策や災害時相互支援、さらにボラセンの協定についても要望してありますので、災害時の支援体制も関係機関と連携しながら、「村民が安心して暮らせる福祉の村づくり」をさらに推進いたします。

本村の人口は令和5年1月1日現在で2,366人、65歳以上の高齢者は1,086人で昨年度から3人減となっておりますが、高齢化率は44.9%と1ポイント高くなっています。この内介護認定者は243人で介護認定率は22.3%と高い水準になっていますが、今後、高齢者が地域で生きがいや、役割を持ち、お互い支え上手、支えられ上手になって頂くための事業を検討し進めてまいります。

福祉事業を推進する社会福祉協議会として、民生児童委員、老人クラブはもとより各関係機関・団体と連携・協力しながら地域福祉を推進するための計画といたします。

なお、事業所部門ごとの方針、計画は、それぞれ記載してあります。

《各事業部門計画書》

◇地域福祉事業部門◇

(1)情報が得やすく、誰もが相談しやすいしくみづくりを行います。

福祉サービスの提供や福祉活動が住民に身近なものとなるよう、福祉に関する有益な情報や住民が必要としている情報を収集・整理し、発信するしくみや相談体制を充実させていきます。また、支援を必要とする住民が身近なところで気軽に相談を受けられるように、相談できる機関や対応できる相談内容などについての情報を発信していきます。さらに、複雑・多様化するニーズや福祉課題に対応できるよう、各相談窓口の充実と、関係機関との連携強化に取り組むとともに、相談に関わる職員や民生児童委員の資質向上を図るため、研修体制を強化いたします。

(2)誰もが地域課題を「我が事」と捉え、活動しやすい環境づくりに取り組みます。地域を支える活動を理解している住民の存在と、活動を継続していける環境が大切です。そのため、地域課題を自分たちの課題と思えるような福祉教育、活動場所の確保や活動に係る支援の情報など、活動に関する各種情報、活動を進めていける活動のリーダーの育成に努めていきます。

(3)支え合いと助け合いの地域づくりを推進していきます。

気軽に集まれる地域の居場所や交流の機会を広げていきます。また、社会福祉協議会で実施している地域交流サロンや福祉団体育成を通じて、小地域の見守りや声掛けによって支え合う、小地域ネットワーク活動を進めていきます。

(4)一人ひとりに寄り添う支援体制づくりを行います。

各種福祉ニーズに対して、効果的な福祉サービスを提供していけるよう、公的な福祉サービスの提供主体として、効果的・効率的なサービス提供に努めていきます。さらに認知症高齢者の増加も見込まれるため、判断能力が不十分な方への権利擁護事業の周知と利用支援を進めていきます。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1. 組織体制の強化	<p>(1) 法人運営の根幹である理事会・評議員会・監事会、評議員選任・解任委員会の開催 令和5年度は、理事、監事改選</p> <p>(2) 各福祉団体及び行政機関（福祉・医療・保健）との連携を密にする。（コーディネート業務）</p> <p>(3) 人材育成計画、研修計画の策定により、職員の職場内研修（OJT）や職場外研修（Off-JT）参加により資質の向上を図る。</p> <p>(4) 情報共有のため職員会議</p>	<p>年3～4回</p> <p>毎月 第1月曜日</p>
2. 財政基盤の確立	<p>(1) 社協の行う地域福祉事業の多くは行政からの委託、補助で占められている。行政からの財源のみならず独自財源も厳しい現状であるが、社協の性格を踏まえながら、「経営的視点」を持った効率的な事務・財政運営を一層進めていく。</p> <p>(2) 介護保険サービス事業の健全経営を目指す。</p>	
3. 地域福祉活動の推進	<p>(1) 心配ごと相談事業 心配ごと相談所の開設 村民の日常生活上の悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、適切な助言、援助などを行い福祉の推進を図る。</p> <p>(2) 生活福祉資金貸付事業 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。</p> <p>(3) 生活援助資金貸付事業 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、経済的自立と生活の安定を目的に民生委員や社会福祉協議会が窓口となって資金の貸付を行なう制度です。</p> <p>(4) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業） ご自身で何かを判断することに不安がある高齢者や障がいのある人が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。</p> <p>(5) 生活困窮者自立支援法による事業 県社協が受託して実施され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給その他の支援などが行われ、第2のセーフティネットとして情報提供や支援調整会議への参画等積極的にかかわる。</p> <p>(6) フードバンク事業</p>	<p>毎月1回 第3水曜日 民生委員協議会 村社協独自</p> <p>県社協の受託</p> <p>県社協の受託</p> <p>県社協と協働</p>

	地域において自立した生活が送れるように、生活困窮など生活上の困難に直面し、緊急的に食料を必要とする世帯に食料支援をしています。	
--	---	--

項目	主な実施内容	実施時期等
3. 地域福祉活動の推進	<p>(6) 地域防災活動事業 村の地域防災計画に基づき、ボランティア受け入れ、民生委員及び赤十字奉仕団活動を行う。 災害時、要援護者救出体制を行政と連携して行う</p> <p>(7) ひとり親世帯支援事業 支援ニーズを把握しながら、ニーズに沿った支援（支援物資等の配布等）を行う。行政と連携し、ひとり親世帯同士、地域との交流の場を設ける。</p>	
4. 在宅福祉サービス事業の推進	<p>(1) 福祉車両貸出サービス事業 社協独自事業として高齢者・障害者・知的障害者であって車イス使用等でなければ移動が困難な方への貸出。</p> <p>(2) 外出支援サービス事業（村受託事業） 村内居住者で自動車運転が不可能、歩行が困難な者で75歳以上の世帯や障がい者等を対象に、居宅から村内外の医療機関への通院や村内の公共施設・商業施設への送迎を行う。 村内の利用は原則1人月4回までとし料金は無料。 村外は双葉郡、田村市、小野町の医療機関のみ送迎</p> <p>(3) 自立（軽度）高齢者に対するヘルパー派遣事業（村受託事業）</p> <p>(4) 福祉用具貸与事業（緊急時の貸与） 車椅子</p> <p>(5) 配食サービス事業（村受託事業）週2回 村内において、75歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、障害者等を対象に実施。</p> <p>(6) 緊急情報カード設置事業支援（村事業）</p>	<p>申請随時</p> <p>申請は村へ随時 登録運転手2名で対応</p> <p>申請随時</p> <p>申請随時</p> <p>毎週月・水曜日</p>
5. 老人・児童福祉事業の推進	<p>(1) 老人クラブ活動の育成強化と連合会事務局</p> <p>(2) 生きがいと健康づくり支援事業 児童・生徒・婦人との世代間交流事業への協力</p> <p>(3) ふれあい・いきいきサロンの充実 閉じこもり防止や認知症や介護予防を目的に各地区で実施している事業に対し、協力・支援を行う。</p> <p>(4) 自主的サロン活動の支援</p> <p>(5) 子育てサロンの開催（にじいろハウス）</p> <p>(6) 高齢者ふれあい交流会の実施</p>	<p>集会所 2か月1回 7地区</p> <p>随時 年1回</p>

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
6. 福祉団体活動の援助協力	(1) 民生委員協議会活動への協力（事務局） 研修事業の実施や参加協力 県主催の研修会や村定例会での研修の実施。 (2) 母子寡婦福祉会に対する援助協力（事務局） (3) 遺族会に対する援助協力（事務局）	毎月定例会
7. 日本赤十字社事業の推進	(1) 日本赤十字社社資募集の推進（民生委員協議会） (2) 赤十字奉仕団に対する援助協力（事務局） (3) 災害時における救援物資等の支援、備蓄 (4) 救命救急法の実施	5月
8. 共同募金事業の推進	(1) 赤い羽根共同募金運動推進（行政区長会） 住民募金使途の明確化に努める。 (2) 歳末たすけあい募金運動推進（婦人会） (3) 歳末募金法人募金推進 (4) 配分事業の実施、復興基金事業の実施 (5) ボランティア団体活動助成の補助	10月 12月
9. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動の情報提供 担当職員によるボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の紹介を行う。 (2) ボランティア活動研修会の参加 ボランティア活動参加促進の啓もうを行い、コーディネーター養成研修会等への積極的な参加を促す。 (3) 福祉教育事業 小・中学校が実施する職場体験活動を受け入れ、若い世代の福祉活動への参加機会を提供する。 (4) ボランティアグループの育成及び活動保険の推進 高齢者サロンへのボランティアや避難者・村内福祉活動ボランティア受け入れや推進、組織化への支援をする。	

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
10. 生活支援相談員の活動	<p>＜基本理念＞</p> <p>被災者の福祉課題・生活課題の把握を行い、支援を要する人（要援助者）に対し、寄り添って個々のニーズに応える支援（個別支援）を通してその自立を促進するとともに、住民同士のつながり、助け合いの力の支援（地域支援）を行う人たちを指します。また、各集会所において住民同士の情報交換や、生きがいつくり、日々の生活を送れるようサロン（集い）・交流会・レクレーション等を企画し後方支援を行う。</p> <p>【活動内容】</p> <p>(1) 安否確認等（健康状態の確認、生活上の問題点） 帰村住民でひとり暮らしや高齢者世帯等住民を訪問し、安否等の確認をする。</p> <p>(2) サロン交流会の開催 住民の憩いの場、交流の場、楽しみの場としてサポート拠点等において、軽スポーツ、カラオケ、手芸、お茶会等を行い、日々の生活を楽しく、また張り合いのある生活にすることを目的に行う。</p> <p>(3) 独自事業の推進 高齢者の生きがいつくりを推進する独自事業（収穫祭、料理教室、趣味の講座等）の開催。</p> <p>(4) 避難者地域支援コーディネーター配置 公営住宅団地などの支援の充実と地域との良好な関係の構築を促進するため、避難元・避難者先社会福祉協議会、関係者、関係機関などとの連携・協働に取り組んでいます。また、帰還した住民の方々の生活実態などの情報発信なども行います。</p>	<p>活動拠点を五社の杜サポートセンターとし、地域支援コーディネーター1名、生活支援相談員3名を配置し通年活動する。</p>

◇介護事業部門◇

「居宅介護・訪問介護・通所介護」

介護保険サービス事業については、これまでの介護事業を実施してきた実績や豊富な経験を活かしてさらなるサービスの資の向上を目指し、利用者ニーズに合ったサービス提供を行うことで、利用者の自己決定による自立支援、生活の質の向上に努めてまいります。その介護保険サービス事業においては、3年に1度の介護報酬の改定が次年にあり、働き方改革など大きな確変が相次いで起こる年となるため、基本的な業務をこなすだけでなく、プラスアルファの業務改善やスキルアップがより重要性を増すことが予想されます。また、介護保険事業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、経営安定と慢性的な人材不足の解消には、職員の処遇改善に加えて運営上の更なる工夫が必要であり、社協の介護保険サービス事業を経営する意義を今いちど議論し、自律的な経営能力の向上を図ってまいります。

現在、多様化、深刻化、高齢化する住民の福祉課題・生活課題への対応を強化するため、介護サービス事業の人材や財源、情報等の資源を社協全体として生かすことが必要であり、社協らしい介護サービス事業の展開をはかっていくうえで、地域福祉と介護サービスの一体的な展開がますます重要になります。社協の介護サービス事業全体を住民主体の地域包括ケアシステムの構想のなかに位置付け、社協らしい介護サービス事業の展開をはかる必要があり、そのための具体的な推進方針として下記の点を重点的に取り組みます。

- (1) 地域福祉と介護サービスの連携強化
- (2) 日常生活圏域での個別的なケアの推進（地域福祉型福祉サービス）
- (3) 助け合い活動や生活支援サービスとの連動
- (4) 重度化、困難事例への関係機関と連携した対応の強化
- (5) 介護経営の強化と地域福祉の拠点・機能の整理・整備

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 居宅介護支援事業	<p>(介護支援計画「ケアプラン」)</p> <p><基本理念></p> <p>安心して健やかに、その人らしい日常生活が送れるように支援する。</p> <p>① 介護サービス計画（ケアプラン）の作成</p> <p>② 介護認定訪問調査・介護予防プラン作成（村受託事業）</p> <p>③ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ケース検討や外部研修会への参加等、専門的スキルを向上。県ケアマネ協会へのケアマネ育成への研修スタッフとしての派遣。</p> <p>④ 保健・医療・福祉機関との連携 地域包括支援センターや保健、医療機関、保健福祉課や介護保険施設、居宅サービス事業所、他居宅介護支援事業所との連携に努め適正な事業実施を図る。 認知症初期集中ケアチーム員として対応</p> <p><重点目標></p> <p>① これからも安心して住み慣れた在宅での暮らしができる介護保険制度に基づいた支援体制の強化</p> <p>② 介護支援専門員に求められる専門性を構築</p> <p>③ 関係機関との連携・強化を図る</p> <p>④ 地域住民が安心できる総合相談を行う</p>	<p>常勤3名 (内嘱託1名)</p>
2 訪問介護事業 (ヘルプサービス)	<p><基本理念></p> <p>利用者の尊厳を保ち、住み慣れた自宅で自分らしい生活が送れるように努める。</p> <p>① 訪問介護サービス提供。(介護給付事業) *身体介護、生活援助、相談助言等のサービスを提供する。</p> <p>② 介護予防給付事業</p> <p>③ 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)にすべて移行し要援護者に対して必要な支援を行う(訪問型) 登録ヘルパーの充実により、サービス提供を効率的・効果的に提供するように努める。</p> <p>④ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加、ミーティング、OJT や外部研修会参加、自己啓発援助(SDS)の実施</p>	<p>常勤1名 兼務5名 登録1名</p>

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
2 訪問介護事業 (ヘルプサービス)	<p><重点目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ① ヘルパーが訪問することで生活環境が良くなり、利用者の表情が明るくなるようなサービスを目指します。 ② ご利用者・ご家族と信頼関係を築き、ご利用者の求めている生活に近づき、日々良かったと思っただけのようなサービスを目指します。 ③ 訪問介護のサービスに留まらず、他の関係機関と連携し安心して在宅で生活できるように支援します。 ④ 業務の質の向上と迅速な対応に努めます。 	
3 通所介護事 (ディサービス)	<p><基本理念></p> <p>利用者一人ひとりの尊厳を保持し、心身ともに健やかに自立に向けた介護サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通所介護サービス提供（介護給付事業） 利用者にとって常により良いサービス提供 ② 介護予防通所介護事業（予防給付事業） 自力に向けた要支援者へのサービス ③ 総合事業 介護予防、生活支援事業（通所型）へ移行 ④ アクティビティ事業の充実 レクリエーションや機能回復運動や体操を個々の能力において実施し、生活活動の活性化を促す。 ⑤ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ミーティング、OJT や外部研修会参加、資格取得支援の実施。 診療所医師による勉強会の開催（毎月） ⑥ 定期的なサービス意向調査等の実施により、きめ細かなケアを実施。 <p><重点目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者様の思いを尊重し、能力に応じ自立した生活を支援いたします。 ② 一日楽しく過ごせるように環境づくりを行います。 ③ 職員個々が自己研鑽に努め、専門性を高め「介護の質」の向上に努めます。 ④ 他の関係機関と連携を取り、自立支援の推進を行って参ります。 	職員4名 臨時 10名

◇地域包括支援センター◇

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を人生の最後まで継続していくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて活動してまいります。

重点的取り組み

① 認知症になっても安心して暮らすことができる地域社会づくり

各地区や各種団体を対象に、認知症サポーター養成講座開催を積極的に働きかけると共に、おれんじカフェの開催地区を増やし、認知症の方やその家族への理解や地域での見守り・声かけの重要性についての理解者を増やします。

② 複合的・重層的な課題を抱える方への対応

年々、増加する、複合的・重層的な課題を抱える方に対して、地域ケア（個別）会議や医療介護連携会議等を積極的に開催し、他機関・多職種共働によるチームでの継続的な支援を行います。

③ 生活支援体制整備の構築

村内の日常的な支え合いの事例を振り返り、見える化し、高齢者が住み続けたい川内村であるためにどうしたらよいかを、住民と一緒に考えながら、地域にあった生活支援サービスを構築していきます。

④ 有事における独居・高齢世帯への支援体制の構築

今後も予想される自然災害等に備え、独居・高齢世帯等の見守りや緊急時の支援、災害時避難行動要支援者への個別支援について、関係機関・関係団体と連携しながら、対応を検討していきます。

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 包 括 的 支 援 事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合相談支援業務：戸別訪問をとおして、高齢者の健康や生活の状況を把握し、課題やニーズの早期発見・対応に努め、関係機関と連携しながら支援を行う。 ② 権利擁護業務：成年後見制度の活用促進や高齢者虐待・消費者被害への対応など、高齢者の権利擁護に必要な支援を行う。 ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務：高齢者が暮らしやすい地域づくりのために、医療・行政などの関係機関との連携体制づくりを進める。また、地域のケアマネージャーが円滑に仕事をできるよう助言や支援を行い、質の高いサービスの提供に努める。 	職員 常勤 3 名
2 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト ・ 指 定 介 護 予 防 支 援 事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護予防の相談、介護予防事業への支援、介護予防サービス利用の調整を行う。 	
3 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム の 推 進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域ケア会議の開催・開催支援：多職種協働による「個別ケア会議」の開催。行政主催の「自立支援型地域ケア会議」や「地域推進ケア会議」開催を支援する。 ② 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実：生活機能低下や閉じこもり等支援を要する高齢者等を把握し、介護予防活動につなぐ。また「いきいきサロン」等介護予防活動を支援するとともに、介護予防に関する知識の普及啓発活動を行う。 ③ 生活支援体制の整備：生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の地域での生活を支えるために、多様な生活支援体制の構築に向けた取り組みを行政と連携して行う。 ④ 在宅医療・介護連携の推進：医療と介護の両方を必要とする高齢者が安心して生活できるよう、地域の医療機関や関係機関等の連携体制の構築を推進する。 ⑤ 認知症対策：認知症サポーター養成講座を開催し、認知症や地域の見守りの重要性についての理解者を増やすと共に、認知症の方やその家族・地域住民が集えるおれんじカフェを開催する。 相談窓口の周知を行い、認知症の早期発見及び家族への支援を行う。 	